

無線機器型式検定規則に基づく試験方法

船舶航空機間双方向無線電話

主要目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| I | 検定規則の概要 | 3 |
| 1. | 機器の構造及び性能の条件 | 3 |
| 2. | 機器の機械的及び電気的條件 | 4 |
| II | 試験要領 | 6 |
| 1. | 用語の定義及び試験条件 | 6 |
| 2. | 機器の構造及び性能 | 7 |
| 3. | 環境試験 | 8 |
| 4. | 性能試験 | 17 |
| III | 改訂履歴 | 25 |

I 検定規則の概要

1. 機器の構造及び性能の条件

| 型式検定規則別表 1 号条文 | 該当規則等条文 |
|--|--|
| <p>1 設備規則第 19 条第 2 項の条件に適合するものであること。</p> | <p><設備規則第 19 条第 2 項> 無線電話（アマチュア局のものを除く。）であってその通信方式が単信方式のものは、送信と受信との切換装置が一挙動切換式又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、船舶局のもの（手動切換えのものに限る。）については、当該切換装置の操作部分が当該無線電話のマイクロホン又は送受話器に装置してあるものでなければならない。</p> |
| <p>2 設備規則第 42 条の条件に適合するものであること。</p> | <p><設備規則第 42 条> 海岸局又は船舶局の無線電信又は無線電話は、送信装置又は受信装置の一ごとに、5 秒以内に周波数の切換えを行なうことのできるものでなければならない。ただし、4MHz から 28MHz までの間における 1MHz 以上離れた周波数相互の切換えについては、15 秒以内とする。</p> |
| <p>3 設備規則第 45 条の 3 の 2（第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号を除く。）の条件に適合するものであること。</p> | <p><設備規則第 45 条の 3 の 2（第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号を除く。）></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外部の調整箇所が必要最小限のものであり、かつ、取扱いが容易であること。 二 筐体の見やすい箇所に、電源の開閉方式等機器の取扱方法その他注意事項を簡明に、かつ、水で消えないように表示してあること。 三 121.5MHz 及び 123.1MHz の周波数の電波を使用できること。 四 使用する電波の型式は、A3E であること。 七 空中線は、単一型のものであって、その指向特性が水平面無指向性であり、かつ、その発射する電波の偏波面が垂直となるものであること。 十 電池の容量は、当該無線電話を連続して 8 時間以上支障なく動作させることができるものであり、かつ、一次電池にあつては、その有効期限を明示してあること。 |

2. 機器の機械的及び電気的条件

(1) 環境条件を規定する条文

検定規則別表第二号

| 試験方法 | | 条件 |
|--------|---|---|
| 1 振動 | JIS F 0812 の「8.7 振動試験」によること。 | 1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 (1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。 イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。 ウ 空中線電力の偏差は、設備規則第14条の条件に適合すること。 エ 変調度は、設備規則第45条の3の2第5号の条件に適合すること。 (2) 受信装置 設備規則第45条の3の2第8号及び第9号の条件に適合すること。 (電気的条件については、電気的条件を規定する条文参照のこと。) |
| 2 衝撃 | JIS F 0812 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。 | |
| 3 水密 | JIS F 0812 の「8.9 水没試験」によること。 | |
| 4 連続動作 | -20℃の温度に1時間放置した後、8時間(送信時間の受信時間に対する割合は、9分の1とする。)動作させたとき。 | |
| 5 温度 | JIS F 0812 の「8.2 高温試験」、「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。 | |
| 6 湿度 | JIS F 0812 の「8.3 高温高湿試験」によること。 | |

(2) 電氣的条件を規定する条文

| 検定規則別表第二号条文 | 当該規則等条文 | | | | | | | | |
|---|---|--------|------|--|--------|--------|----------------------------------|-----|-----|
| 2 始動してから 1 分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。 | | | | | | | | | |
| (1) 送信装置 | | | | | | | | | |
| ア 周波数の偏差は、設備規則別表第 1 号の条件に適合すること。 | <p><設備規則別表第 1 号></p> <p>2 6 船舶航空機間双方向無線電話の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、50 (10⁻⁶) とする。</p> | | | | | | | | |
| イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第 2 号の条件に適合すること。 | <p><設備規則別表第 2 号></p> <p>6kHz</p> | | | | | | | | |
| ウ 空中線電力の偏差は、設備規則第 14 条の条件に適合すること。 | <p><設備規則第 14 条></p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="657 972 1428 1214"> <thead> <tr> <th data-bbox="657 972 1118 1070" rowspan="2">送信設備</th> <th colspan="2" data-bbox="1118 972 1428 1016">許容偏差</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1118 1016 1272 1070">上限 (%)</th> <th data-bbox="1272 1016 1428 1070">下限 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="657 1070 1118 1214">四 次に掲げる送信設備 (三) 船舶航空機間双方向無線電話</td> <td data-bbox="1118 1070 1272 1214">50%</td> <td data-bbox="1272 1070 1428 1214">20%</td> </tr> </tbody> </table> | 送信設備 | 許容偏差 | | 上限 (%) | 下限 (%) | 四 次に掲げる送信設備 (三) 船舶航空機間双方向無線電話 | 50% | 20% |
| 送信設備 | 許容偏差 | | | | | | | | |
| | 上限 (%) | 下限 (%) | | | | | | | |
| 四 次に掲げる送信設備 (三) 船舶航空機間双方向無線電話 | 50% | 20% | | | | | | | |
| エ 変調度は、設備規則第 45 条の 3 の 2 第 5 号の条件に適合すること。 | <p><設備規則第 45 条の 3 の 2 第 5 号></p> <p>第四十五条の三の二 船舶航空機間双方向無線電話は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>五 通常の使用状態における変調度は、最大値において 80% 以上であること。</p> | | | | | | | | |
| (2) 受信装置 | | | | | | | | | |
| 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の条件に適合すること。 | <p><設備規則第 45 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号></p> <p>第四十五条の三の二 船舶航空機間双方向無線電話は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>八 1,000Hz の変調周波数で 30%変調された信号により、20 マイクロボルトの受信入力電圧を加えたとき、出力の信号対雑音比は 6dB 以上であること。</p> <p>九 350Hz から 2,500Hz までの周波数で 30%変調された 10mV の受信入力電圧を加えた場合において、出力が定格出力に比して±10dB 以内のとき、当該出力とその中に含まれる不要成分との比が 16.5dB 以上であること。</p> | | | | | | | | |

II 試験要領

1. 用語の定義及び試験条件

| (1) 用語の定義 | |
|-----------|---|
| ア 擬似空中線回路 | インピーダンス 50Ω とする。 |
| イ 標準変調 | 1,000Hz の正弦波信号により、変調度 60% に変調することをいう。 |
| ウ 受信機入力電圧 | 電圧受信機入力端子における信号源の開放電圧をいう。 |
| エ 妨害波入力電圧 | 電圧受信機入力端子における妨害波信号源の開放電圧をいう。 |
| オ 擬似音声 | 白色雑音を ITU-T 勧告 G.227 の特性を有するフィルタによって帯域制限したものとす。 |
| カ 規定の出力 | 受験機器の低周波出力を定格出力の 1/2 に調整した状態をいう。 |
| キ 試験動作状態 | 受験機器に規定の電源電圧を加え、試験周波数において動作させた状態をいう。 |

| (2) 試験条件 | |
|------------|---|
| ア 通常環境条件 | JIS F 0812 「5.2.1 通常試験条件」による。(温度: $15\sim 35^{\circ}\text{C}$ 湿度: $20\sim 75\%$ 電源電圧: 公称電圧 $\pm 3\%$ 以内 周波数: 公称周波数 $\pm 1\text{Hz}$ 以内) |
| イ 常温常湿 | JIS Z 8703 (試験場所の標準状態) による。(常温: $5^{\circ}\text{C}\sim 35^{\circ}\text{C}$ 常湿: $45\%\sim 85\%$) |
| ウ 電源変動限界条件 | JIS F 0812 「5.2.2 電源変動限界条件」による。 |
| エ 予熱時間 | 電源投入後、1 分経過してから電気的特性の試験を行う。 |

2. 機器の構造及び性能

次の項目について取扱説明書並びに目視及び測定により確認する。

- A) 無線電話（アマチュア局のものを除く。）であってその通信方式が単信方式のものは、送信と受信との切換装置が一挙動切換式又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、船舶局のもの（手動切換えのものに限る。）については、当該切換装置の操作部分が当該無線電話のマイクロホン又は送受話器に装置してあるものでなければならない。
- B) 海岸局又は船舶局の無線電信又は無線電話は、送信装置又は受信装置のごとに、5 秒以内に周波数の切換えを行なうことのできるものでなければならない。ただし、4MHz から 28MHz までの間における 1MHz 以上離れた周波数相互の切換えについては、15 秒以内とする。
- C) 外部の調整箇所が必要最小限のものであり、かつ、取扱いが容易であること。
- D) 筐体の見やすい箇所に、電源の開閉方式等機器の取扱方法その他注意事項を簡明に、かつ、水で消えないように表示してあること。
- E) 121.5MHz 及び 123.1MHz の周波数の電波を使用できること。
- F) 使用する電波の型式は、A3E であること。
- G) 空中線は、単一型のものであって、その指向特性が水平面無指向性であり、かつ、その発射する電波の偏波面が垂直となるものであること。

3. 環境試験

- 振動
- 衝撃
- 水密 (携帯型)
- 連続動作 (-20°C、8 時間動作)
- 温度
 - 低温試験
 - 保存試験 (- 30°C)
 - 機能試験 (- 20°C)
 - 高温試験
 - 保存試験 (+70°C)
 - 動作試験 (+55°C)
- 温度 (熱衝撃) (+70°C 温湿度試験槽→+25°C 水中)
- 湿度 (+40°C 93%)

環境試験 振動

1 試験方法 (JIS F 0812 の「8.7 振動試験」による)

(1) 受験機器取り付け治具 (機器の通常の装着状態と等しくするための器具) 等により振動試験機の振動板に固定する。

(2) 振動試験機により、受験機器に対し次のように正弦波垂直振動を加える。

2~5Hz 及び 13.2Hz まで: 振幅±1mm±10% (13.2Hz で最大加速 7m/s²)

13.2~100Hz: 最大加速度最大加速 7m/s² 一定。

周波数の走引レート: 0.5 オクターブ/min

(3) 共振周波数での耐久試験

振幅比で ≥ 5 の場合

各共振周波数にて試験された振動レベルで、2 時間以上の耐久試験を行う。

なお、共振周波数が高調波関係となっているときは、基本共振周波数で試験を行う。

共振比 ≥ 5 の共振点がない場合

共振が認められた周波数の一点で耐久試験を行う。

共振が全く発生しない場合には、耐久試験を 30Hz で行う。

(4) 同様に水平面の互いに直交する 2 方向に対し (2) ~ (3) の手順で振動試験を繰り返す。

(5) 上記 (2) ~ (4) を終了した後、規定の電源電圧を加えて受験機器を動作させ、通常環境条件にて性能試験を行う。

2 判定

(1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。

(2) 始動してから 1 分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

(注) 携帯型の機器及び付加装置のように固定しないで使用する機器の場合には、振動試験機の振動板に固定した木箱の中に受験機器を固定する。

環境試験 衝撃

- 1 試験方法 (JIS F 0812 の「8.6.1 硬い表面への落下」による)
 - (1) 受験機器の各面に対して1回ずつ計6回の落下試験を行う。試験面は、厚さが少なくとも150 mm で重さが30 kg 以上の硬質の木材とする。離す瞬間の試験面に対するEUTの最下部での高さは1,000±10 mm でなければならない。受験機器は、使用状態での構成でこの試験を行う。
 - (2) (1) の落下試験を受験機器の各面に対して1回ずつ計6回行う。その後規定の電源電圧を加えて動作させ通常環境条件にて性能試験を行う。
- 2 判定
 - (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
 - (2) 始動してから1分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

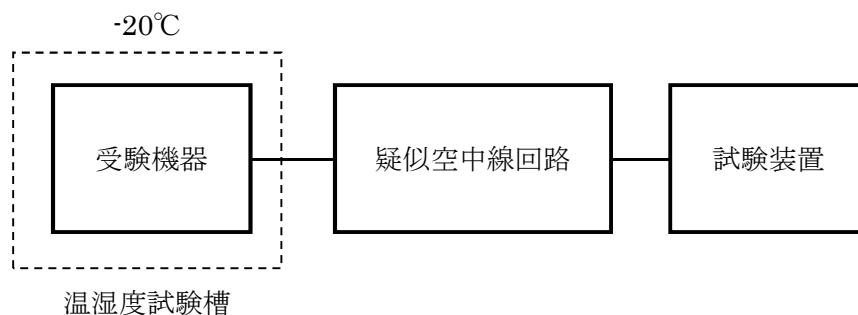
環境試験 水密 (携帯型)

- 1 試験方法 (JIS F 0812 の「8.9 水没試験 8.9.3 携帯形装置 (一時的水没)」による)
 - (1) 受験機器を非動作状態とし、深さ 1m の水中に 5 分間沈める。なお、水温と装置との温度差が 5 K を超えないこと。
 - (2) 受験機器を水中より引き上げる。
 - (3) 受験機器を試験動作状態にし、規定の電源電圧を加え 5 秒経過後に測定する。

- 2 判定
 - (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
 - (2) 始動してから 1 分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

環境試験 連続動作

1 試験系統図



2 受験機器の動作条件

-20°Cの温度に1時間放置し、その状態で8時間（送信時間と受信時間は、送信を6秒、受信を54秒とする。）動作させる。

（注）試験前に電池を新しいものと交換しておくこととする。

3 試験方法

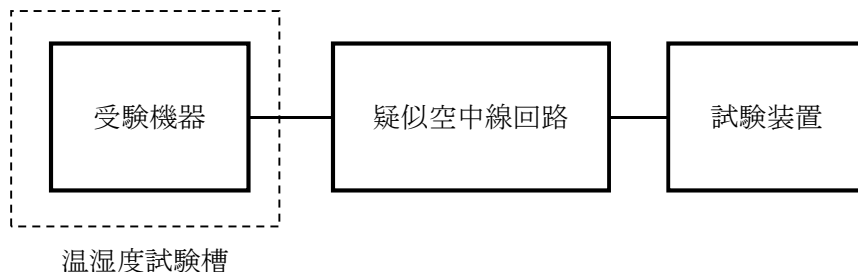
- （1）受験機器を非動作状態にして温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を-20°C、及び常湿に設定する。
- （2）この状態で1時間放置する。
- （3）（2）終了後、（1）の温湿度条件で規定の電源電圧を加え、受験機器を8時間動作させる。
なお、この時の受験機器の動作条件は、送信状態6秒、受信状態54秒とし8時間繰り返すこととする。

4 判定

- （1）機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
- （2）始動してから1分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

環境試験 温度

1 試験系統図



2 温湿度設定条件

(1) 低温 (JIS F 0812 の「8.4 低温試験」による)

1.1 保存試験

- ア 受験機器を非動作状態にして常温常湿の温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を $-30^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ まで下げる。
- イ この状態を 10~16 時間維持する。
- ウ イ終了後、温湿度試験槽内の温度を通常環境条件に戻す。
- エ この状態で測定を行う。

1.2 機能試験

- ア 受験機器を非動作状態にして常温常湿の温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を $-20^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ まで下げる。
- イ この状態を 10~16 時間維持する。(この期間の終わりに受験機器の中の温度制御デバイスの電源を入れてもよい)
- ウ イ終了 30 分後又は製造業者が合意した期間の後に、イの温度を維持した状態で受験機器に規定の電源電圧を加え、2 時間以上受験機器を動作させ、この間に性能試験及び測定を行う。
- エ 試験の最後に受験機器を通常環境条件に戻す。

(2) 高温 (JIS F 0812 の「8.2 高温試験」による)

2.1 保存試験

- ア 受験機器を非動作状態にして常温常湿の温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を $+70^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ に上昇させる。
- イ この状態を 10~16 時間維持する。
- ウ イ終了後、温湿度試験槽内の温度を通常環境条件に戻す。
- エ この状態で測定を行う。

2.2 機能試験

- ア 受験機器を非動作状態にして常温常湿の温湿度試験槽内に設置(恒温槽が備えられてい

船舶航空機間双方向無線電話（LPE）

る場合は、その電源を入れなければならないし、温湿度試験槽内の温度を $+55^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ に上昇させる。

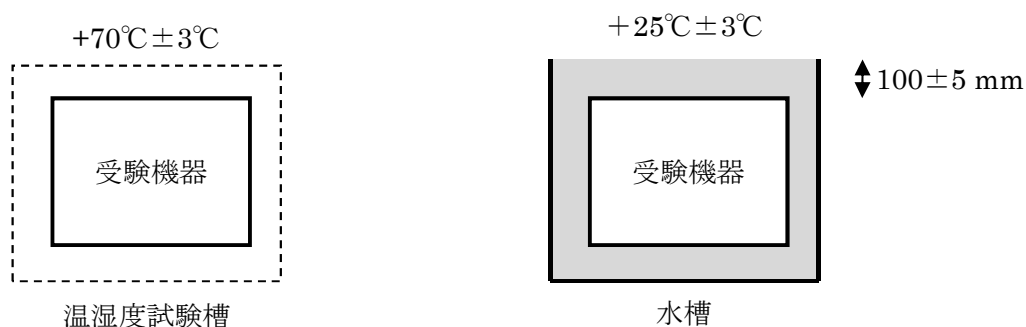
- イ この状態を 10～16 時間維持する。
- ウ 10～16 時間放置後、規定の電源電圧を加え、受験機器を動作させる。
- エ ウの温度条件を維持しながら性能試験及び測定を行なう。
- オ 試験の最後に受験機器を通常環境条件に戻す。

3 判定

- (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しなこと。
- (2) 始動してから 1 分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

環境試験 温度 (熱衝撃)

1 試験系統図



2 温湿度設定条件 (JIS F 0812 の「8.5 熱衝撃試験」による)

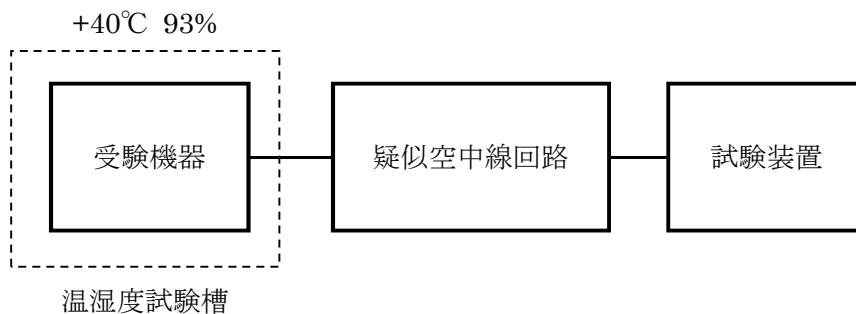
- (1) 受験機器を非動作状態にして $+70 \pm 3^{\circ}\text{C}$ の温湿度試験槽内に入れる。
- (2) この状態で1時間放置する。
- (3) $+25^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ の水中に、EUTの最高点から水面まで測って $100 \pm 5 \text{ mm}$ の深さに1時間没水させる。
- (4) 1時間放置後、受験機器を水中より引き上げる。
- (5) 受験機器に規定の電源電圧を加えて動作させ、性能試験を行う。

3 判定

- (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
- (2) 始動してから1分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

環境試験 湿度

1 試験系統図



2 温湿度設定条件 (JIS F 0812 の「8.3 高温高湿試験」による)

- (1) 受験機器を非動作状態にして温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を $+40^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ に上昇させ、3時間 ± 0.5 時間かけて相対湿度を $93\% \pm 3\%$ に上昇させる。
- (2) この状態で10~16時間放置した後(受験機器に温度調整機能が組み込んである場合にはその電源を入れてもよい)、30分後又は製造業者が合意した期間の後に規定の電源電圧を加え、受験機器を2時間以上動作させる。
- (3) (1)の温湿度条件を保持しながら測定を行なう。
- (4) 試験終了後は温湿度試験槽内に受験機器を残したままで1時間以上かけて温湿度試験槽内温度を室温に戻す。
- (5) 試験終了後受験機器を通常環境条件に戻す。

3 判定

- (1) 機械的に支障なく動作し、かつ破損、発火、発煙等の異状を呈しな事。
- (2) 始動してから1分経過したとき以降において、定められた電氣的条件を満たすこと。

4. 性能試験

送信装置

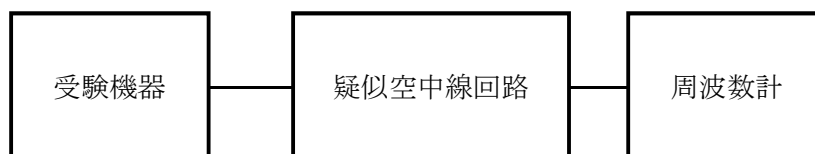
- ・ 周波数の許容偏差
- ・ 占有周波数帯幅
- ・ 空中線電力の偏差
- ・ 変調度

受信装置

- ・ 信号対雑音比
- ・ 総合歪及び雑音

性能試験 周波数の許容偏差 (送信装置)

1 試験系統図



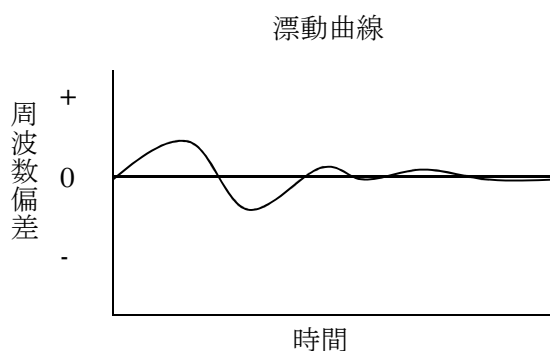
2 測定器の条件

周波数計の周波数分解能は、技術基準より 1 桁以上高い値とする。

3 試験方法

- (1) 受験機器に電源を投入したときから送信周波数が安定状態に達するまでの間 (少なくとも 1 時間) の周波数を測定する。
- (2) 周波数偏差の漂動曲線を描き、予熱時間 (5 秒) 経過後の試験周波数からのずれの最大となる周波数 (f_{max}) を求め $(f_{max}-f) / f$ を算出する。

ただし、 f : 試験周波数



4 判定

3の(2)の内容が技術基準に適合すること。

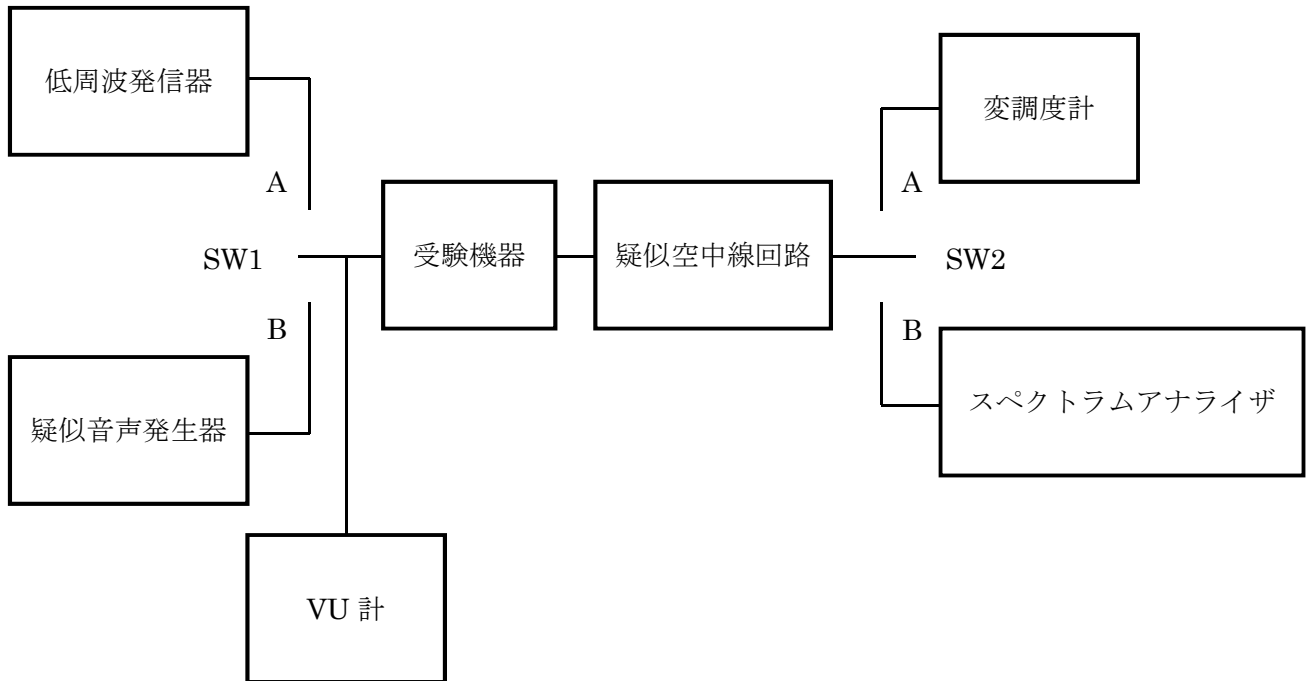
5 技術基準

設備規則第五条別表第一号

50 (10^{-6}) 以内であること。

性能試験 占有周波数帯幅 (送信装置)

1 試験系統図



2 測定器の条件

スペクトラムアナライザを下記のように設定する。

| | |
|--------|-------------------------|
| 中心周波数 | 試験周波数 |
| 掃引周波数幅 | 該当する技術基準の許容値の 3 倍 |
| サンプリング | 1,001 点 (掃引幅の 1,000 等分) |
| 分解能帯域幅 | 許容値の 3%以下 |
| 掃引回数 | 10 回以上 |

3 試験方法

- (1) 受験機器を試験動作状態におく。
- (2) SW1 及び SW2 を A 側に切り替え、受験機器を標準変調状態 (1,000Hz の正弦波信号により最大許容値の 60%変調) とする。この時の VU 計の指示値を求める。
- (3) 次に SW1 を B 側に切り替え、VU 計の指示値を (2) で求めた値より 10dB 増となるように疑似音声発生器の出力を設定する。
- (4) SW2 を B 側に切り替え、(3) の状態で受験機器を動作させ、このときの占有周波数帯幅を以下の手順によりスペクトラムアナライザで測定する。
- (5) 各サンプリング点の電力の総和 (以下「全電力」という。) を求める。
- (6) 上限のサンプリング点から順次電力を加算し、この和が全電力の 0.5%となるサンプリング点の周波数 (以下「上限周波数」という。) を求める。

船舶航空機間双方向無線電話 (LPE)

- (7) 下限のサンプリング点から順次電力を加算し、この和が全電力の 0.5%となるサンプリング点の周波数 (以下「下限周波数」という。) を求める。
- (8) 「上限周波数」と「下限周波数」との差を求める。

4 判定

3の(8)の内容が技術基準に適合すること。

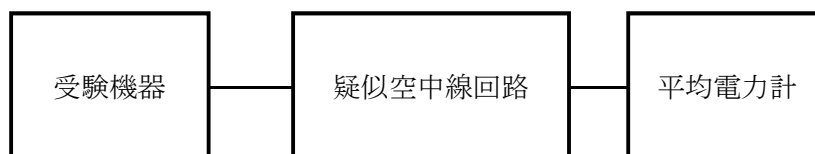
5 技術基準

設備規則別表第二号

6kHz

性能試験 空中線電力の偏差 (送信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 受験機器に疑似空中線回路を接続する。
- (2) 受験機器を動作状態とする。
- (3) 平均電力を電力計で測定する。

3 判定

2の(3)の内容が技術基準に適合すること。

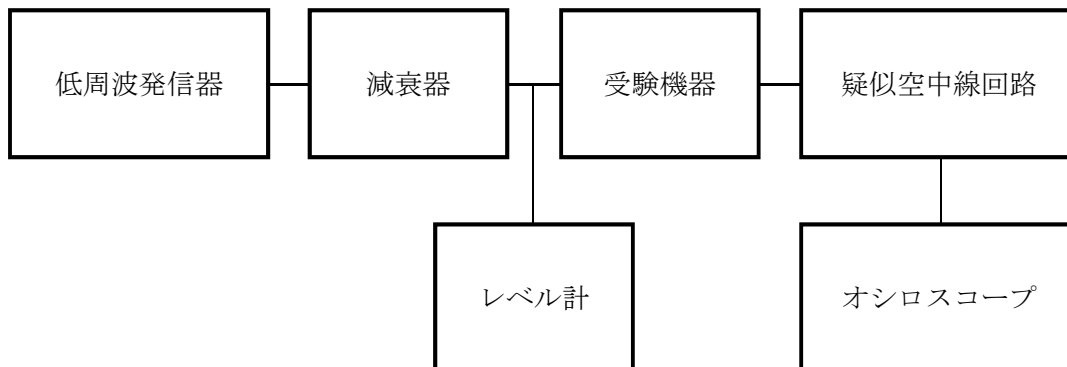
4 技術基準

(1) 設備規則第十四条

空中線電力の偏差は上限 50%、下限 20%であること。

性能試験 変調度 (送信装置)

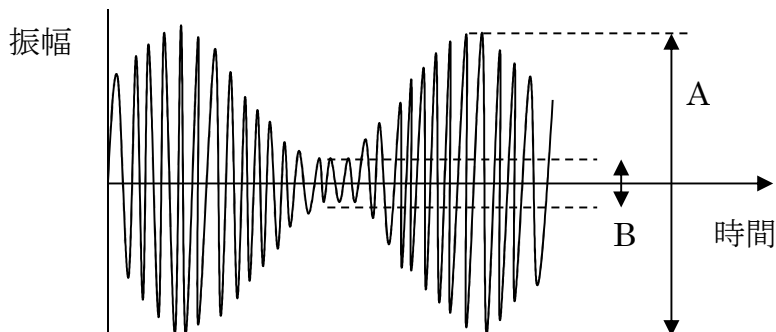
1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 低周波発信器の出力を減衰器で調整しレベル計の指示が規定の入力となるようにする。
- (2) 受験機器を送信状態とする。
- (3) そのときのオシロスコープに表示された包絡線の最大振幅 $A(V)$ 及び $B(V)$ の値から次式により変調度 $m(\%)$ を求める。

$$m=(A-B)/(A+B)*100$$



3 判定

2の内容が技術基準に適合すること。

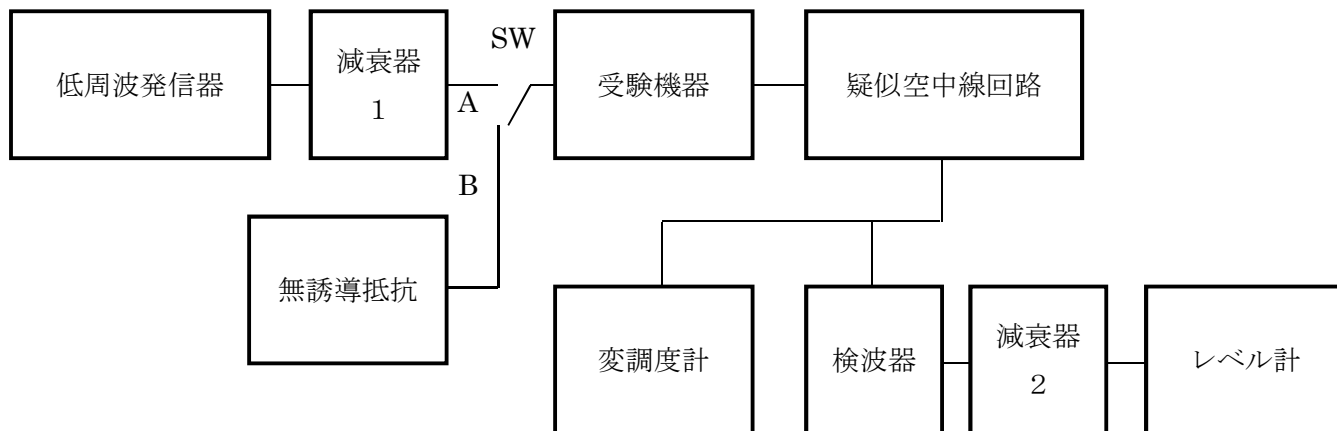
4 技術基準

設備規則第四十五条の三の二

通常の使用状態における変調度は、最大値において 80%以上であること。

性能試験 信号対雑音比 (受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) SW を A にして低周波発信器及び減衰器 1 を調整し規定の値で変調する。
- (2) レベル計の指示値が規定の出力となるよう減衰器 2 を調整したときの減衰量を D1 とする。
- (3) SW を B にして変調をかけない搬送波のみにし、このときのレベル計の指示が (2) と同じレベルによるように減衰器 2 を調整したときの減衰量を D2 とする。
- (4) D1 及び D2 から信号対雑音比を次式から求める。

$$S/N = D1 - D2$$

3 判定

2 の (4) の内容が技術基準に適合すること。

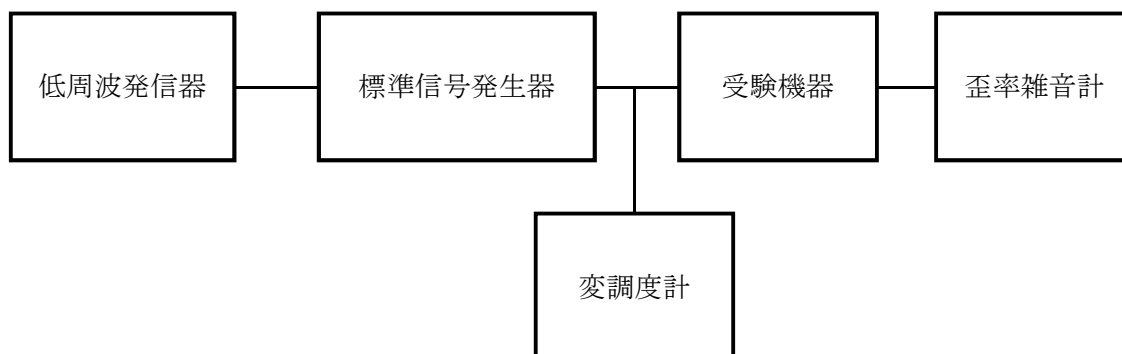
4 技術基準

設備規則第四十五条の三の二

1,000Hz の変調周波数で 30%変調された信号により、 $20\mu\text{V}$ の受信入力電圧を加えたとき、出力の信号対雑音比は 6dB 以上であること。

性能試験 総合歪及び雑音 (受信装置)

1 試験系統図



2 試験方法

- (1) 受験機器を感度測定状態におく。
- (2) 低周波発振器及び標準信号発生器を標準変調状態にする。
- (3) 標準信号発生器の出力を受験機器入力が 10mV となるように設定する。
- (4) この時の受験機器出力 $(S+N+D) / (N+D)$ を歪率雑音計で測定する。
ただし、S:信号、N:雑音、D:歪成分

3 判定

2の(4)の内容が技術基準に適合すること。

4 技術基準

設備規則第四十五条の三の二

350Hz から 2,500Hz までの周波数で 30% 変調された 10mV の受信入力電圧を加えた場合において、出力が定格出力に比して $\pm 10\text{dB}$ 以内のとき、当該出力とその中に含まれる不要成分との比が 16.5dB 以上であること。

Ⅲ 改訂履歴

改訂初版制定 2015/9/25

| 改訂番号 | 改訂年月日 | 改訂内容 | 改訂章及び頁 | 承認 |
|------|------------|------|--------|----|
| 1.0 | 2015/09/25 | 改訂初版 | | |
| | | | | |
| | | | | |